

令和7年度三戸町あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」
利用登録料助成券交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、あおり出会いサポートセンターが運営する、結婚を前提とした出会いを求める者のマッチングを行うシステム「AI（あい）であう」への利用登録予定者に対し、婚姻数増加を目的に利用登録料を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 18歳以上の独身者

※ ただし、18歳に到達してから最初の年度末までの間にある者を除く。

（2） 令和7年4月1日以降にあおりマッチングシステム「AI（あい）であう」に新規で利用登録する見込みの者

（3） 登録日において三戸町に住所を有する者

（4） 町税等の滞納がない者

（助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費は、あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」の利用登録料（会計年度内に支払をするものに限る。）とする。

（助成金額）

第4条 助成金額はあおりマッチングシステム「AI（あい）であう」の利用登録料とし、10,000円を上限とする。

（助成券の申請）

第5条 助成券の交付を受けようとする者は、三戸町あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」利用登録料助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認できる書類の写しを添えて2月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び助成券の交付)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは三戸町あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」利用登録料助成券交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成の対象となった者（以下「対象者」という。）に対して三戸町あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」利用登録料助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を交付する。

(助成金の請求)

第7条 あおり出会いサポートセンターが対象者から助成券の提示を受け、あおりマッチングシステム「AI（あい）であう」登録料の請求をするときは、対象者の氏名と助成券の発行番号の一覧を添付して令和8年3月20日までに町長へ請求するものとする。

(助成金の支払)

第8条 町長は、前条の規定によりあおりマッチングシステム「AI（あい）であう」登録料の請求を受けたときは、令和8年3月末日までにあおり出会いサポートセンターに対し支払うものとする。

(調査及び返還)

第9条 町長は、あおり出会いサポートセンター又は対象者に対して必要に応じて助成金の請求に係る調査をすることができる。

2 町長は、偽りその他不正な手段により、助成券の交付を受けた対象者がいるときは、その交付を取り消し、既に助成を受けたときは、助成相当額の全部又は一部の返還をさせることができる。

(助成券の返還)

第10条 助成券の交付を受けている対象者が、第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに助成券を町長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から実施し、令和7年4月1日から適用する。